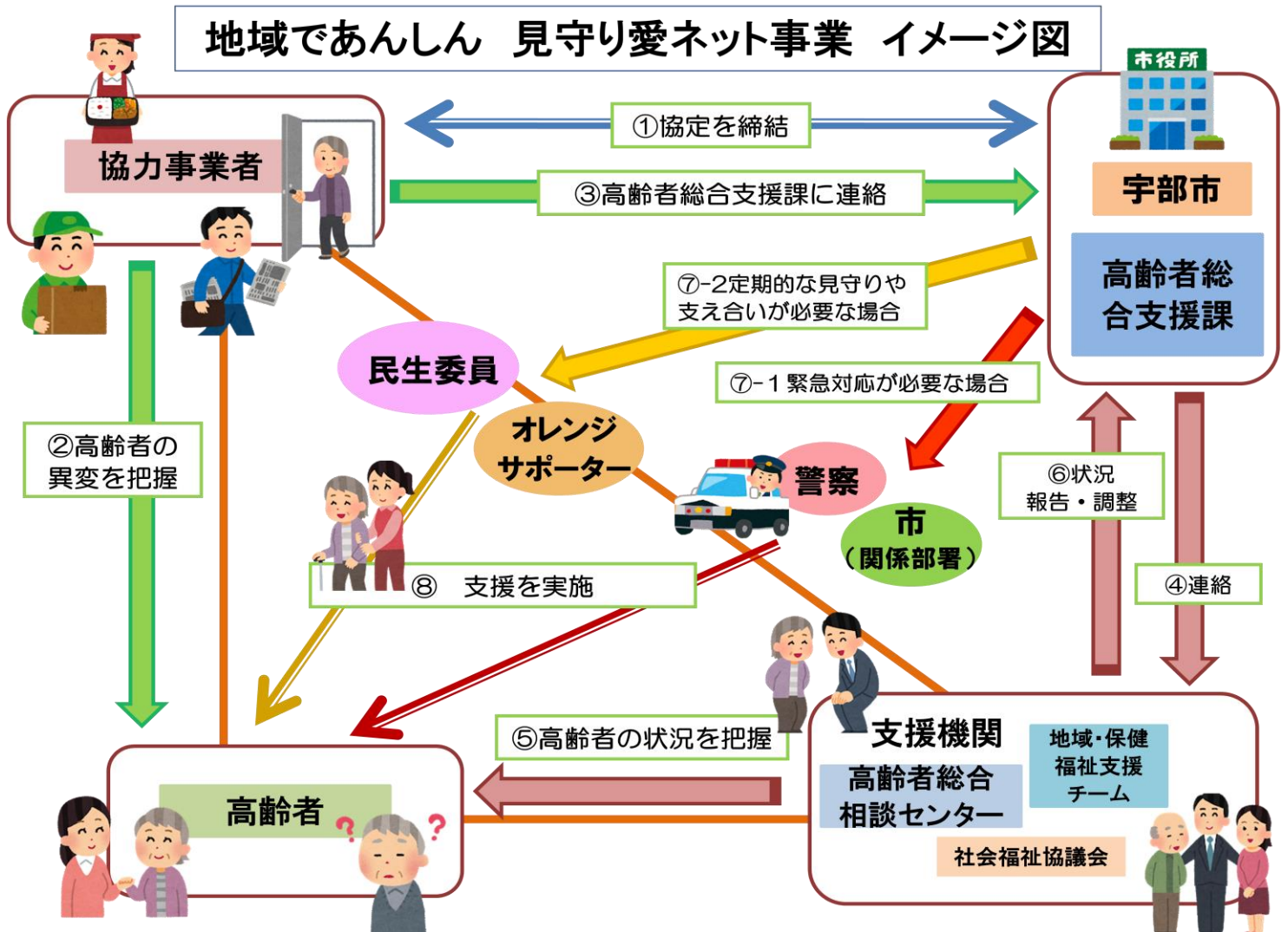


宇部市見守り愛ネット事業

◇ 地域であんしん 見守り愛ネット事業概要



(1) 協力事業者は申請をします。(①)

事業の趣旨に賛同いただいた民間事業者は、申請書を市へ提出し、市と協定を結びます。

(2) 高齡者の異変を見つけた時、連絡をします。(②、③)

協力事業者は、高齡者の異変を見つけた際には、高齡者総合支援課へ連絡をします。

(3) 支援機関へ連絡をし、高齡者の状態を把握し報告します。(④、⑤、⑥)

高齡者総合支援課は、支援機関へ連絡します。連絡を受けた支援機関は、高齡者の様子を速やかに確認し、調整を行い、高齡者総合支援課へ報告をします。

(4) 関係機関へ調整をします。(⑦-1・2、⑧)

高齡者の状況に応じて、関係機関へ連絡し、必要な支援を行います。